

令和 6 年度における盛岡家庭裁判所の裁判官の配置、事務分配、代理順序及び開廷日割等について

盛 岡 家 庭 裁 判 所

(令和 5 年 12 月 15 日 裁判官会議決議)

(令和 6 年 3 月 8 日 裁判官会議決議)

第 1 盛岡家庭裁判所の本庁、支部及び出張所における裁判事務を行う裁判官の配置、事務分配、代理順序、開廷日割を次のとおり定める。

1 本庁

(1) 裁判官の配置

判事	浦 野 真美子
判事	中 島 真一郎
判事	山 崎 克 人
判事	柵 木 澄 子
判事	二 宮 正一郎
判事	佐々木 耕
判事	佐々木 大 慧
判事補 (特例)	藤 原 弓 子
判事補	猪 猪 翔太郎

(2) 事務分配

各事件を判事浦野真美子、判事山崎克人、判事佐々木耕及び判事補 (特例) 藤原弓子に別紙「裁判官事務分配表」のとおりそれぞれ分配する。

(3) 代理順序

ア 合議体で取り扱うべき事件

裁判長に差し支えがあるときは、少年法第 17 条の 2 第 3 項に定める觀

護措置決定及びその更新決定に対する異議事件並びに人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件については判事樋木澄子が、その他の事件については判事山崎克人がそれぞれ代理する。

裁判長以外の裁判官に差し支えがあるときは、判事山崎克人及び判事補（特例）藤原弓子については、いずれも判事佐々木大慧が代理する。

#### イ 家事審判事件

判事山崎克人に差し支えがあるときは、判事補（特例）藤原弓子、判事佐々木耕の順に、判事佐々木耕に差し支えがあるときは、判事山崎克人、判事補（特例）藤原弓子の順に、判事補（特例）藤原弓子に差し支えがあるときは、判事山崎克人、判事佐々木耕の順にそれぞれ代理する。

#### ウ 家事調停事件

判事浦野真美子に差し支えがあるときは、判事山崎克人、判事補（特例）藤原弓子の順に、判事山崎克人に差し支えがあるときは、判事補（特例）藤原弓子、判事浦野真美子の順に、判事補（特例）藤原弓子に差し支えがあるときは、判事山崎克人、判事浦野真美子の順にそれぞれ代理する。

#### エ 人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件（合議事件を除く。）

判事山崎克人に差し支えがあるときは、判事補（特例）藤原弓子が、判事補（特例）藤原弓子に差し支えがあるときは、判事山崎克人がそれぞれ代理する。

#### オ 少年事件（合議事件を除く。）

判事山崎克人に差し支えがあるときは、判事補（特例）藤原弓子が、判事佐々木耕に差し支えがあるときは、判事山崎克人が、判事補（特例）藤原弓子に差し支えがあるときは、判事佐々木耕がそれぞれ代理する。

#### (4) 開廷日割

家事審判事件

随 時

家事調停事件

月・水・木・金曜日

人事訴訟事件、通常訴訟事件 水・木・金曜日

少年事件 隨時

## 2 支部及び出張所

各支部及び出張所における裁判事務の分配は、各支部及び出張所が定めるところによる。

### (1) 花巻支部

ア 裁判官の配置

判事補（特例） 平古場 郁 弥

イ 代理順序

判事補（特例） 平古場郁弥に差し支えがあるときは、判事佐々木大慧が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随時

### (2) 二戸支部

ア 裁判官の配置

判事補（特例） 藤原弓子

イ 代理順序

判事補（特例） 藤原弓子に差し支えがあるときは、判事佐々木大慧が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随時

### (3) 遠野支部

ア 裁判官の配置

判事 宮 本 誠

イ 代理順序

判事宮本誠に差し支えがあるときは、判事補（特例） 平古場郁弥が填補

して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

(4) 宮古支部

ア 裁判官の配置

判事

二 宮 正一郎

イ 代理順序

判事二宮正一郎に差し支えがあるときは、判事佐々木大慧が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

(5) 一関支部

ア 裁判官の配置

判事

深 谷 佑 美

イ 代理順序

判事深谷佑美に差し支えがあるときは、判事補（特例）平古場郁弥が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

(6) 水沢支部

ア 裁判官の配置

判事

宮 本 誠

イ 代理順序

判事宮本誠に差し支えがあるときは、判事補（特例）平古場郁弥が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

(7) 久慈出張所

ア 裁判官の配置

(職務代行) 判事補（特例） 久 田 翔 士

イ 代理順序

判事補（特例）久田翔士に差し支えがあるときは、判事二宮正一郎が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

(8) 大船渡出張所

ア 裁判官の配置

(職務代行) 判事補（特例） 川 越 嵩 之

イ 代理順序

判事補（特例）川越嵩之に差し支えがあるときは、判事深谷佑美が填補して代理する。

ウ 開廷日割

随 時

3 代理順序及び開廷日割の特例

(1) 交通事情その他の事情により、1及び2に定める代理順序によることができない場合において、裁判事務を取り扱う上で差し迫った必要があるときは、所長は、その都度、代理裁判官を指名することができる。

緊急のため所長の指名を得る余裕がないときは、他の裁判官が適宜その職務を代理することができる。ただし、このときは、所長に対して、直ちにその旨を報告しなければならない。

(2) 1及び2の開廷日割の定めにかかわらず、必要に応じて隨時開廷することができる。

第2 盛岡家庭裁判所の本庁及び支部における司法行政事務を行う裁判官に差し支えが生じたときの代理順序を次のとおり定める。

- 1 所長については、判事中島真一郎、判事山崎克人の順
- 2 花巻支部長については、判事佐々木大慧
- 3 二戸支部長については、判事佐々木大慧
- 4 遠野支部長については、判事補（特例）平古場郁弥
- 5 宮古支部長については、判事佐々木大慧
- 6 一関支部長については、判事補（特例）平古場郁弥
- 7 水沢支部長については、判事補（特例）平古場郁弥

第3 司法行政事務を行う裁判官の代理順序の特例

第2に定める代理順序によることができないときは、所長は、適宜その代理者を指名することができる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日裁判官会議決議）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

## 裁判官事務分配表

盛岡家庭裁判所

1 合議事件（少年事件の観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件を除く。）

裁判長	裁判官	裁判官
浦野 真美子	山崎 克人	藤原 弓子

2 合議事件（少年事件の観護措置決定及び更新決定に対する異議事件）

裁判長	裁判官	裁判官
浦野 真美子	山崎 克人	藤原 弓子

3 合議事件（人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件）

裁判長	裁判官	裁判官
山崎 克人	佐々木 耕	藤原 弓子

4 家事審判事件

事件の種別	裁判官		
	山崎 克人	佐々木 耕	藤原 弓子
別表第1事件（成年後見、保佐、補助、未成年後見）	3／8	2／8	3／8
別表第1事件（成年後見、保佐、補助、未成年後見を除く。）	全		
別表第2事件（遺産分割を除く。）	2／3		1／3
別表第2事件（遺産分割）	2／3		1／3

5 家事調停事件

事件の種別	裁判官		
	浦野 真美子	山崎 克人	藤原 弓子
一般調停（※1）	2／5（※2） (木)	2／5 (月)、(水)、(金)	1／5 (水)、(木)、(金)
別表第2事件（遺産分割を除く。）		2／3	1／3
別表第2事件（遺産分割）		2／3	1／3
277条		全	

(注) (※1) 人事訴訟事件から調停に付された事件は、人事訴訟事件を担当した裁判官が担当する。

(※2) 遺留分減殺請求事件を除く。

6 人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件（合議事件を除く。）

事件の種別	裁判官	
	山崎 克人	藤原 弓子
人事・通常	1／4 (木)	3／4 (水)、(木)、(金)
保全	1／2	1／2

7 少年事件（合議事件を除く。）

事件の種別	裁判官		
	山崎克人	佐々木耕	藤原弓子
在宅（過失運転致傷及び道路交通法違反を除く。）（※1）（※4）	1／6	3／6	2／6
在宅（過失運転致傷及び道路交通法違反）	(※3)	(※3)	(※3)
身柄（※2）（※4）	2／6	2／6	2／6

(注) (※1) 在宅の少年に対する少年保護事件のほか、在宅の少年に対する戻し収容申請事件及び施設送致申請事件、並びに保護処分取消事件を含む。

(※2) 逮捕中、勾留中、勾留に代わる観護措置中の少年に対する少年保護事件のほか、収容継続申請事件、並びに留置中の少年に対する戻し収容申請事件及び施設送致申請事件を含む。

(※3) 分配する事件の区分及び分配の割合は、事件の分配を受ける裁判官の協議による。

(※4) 原則検察官送致の対象事件は、佐々木耕裁判官には分配しない。

8 少年審判雑事件（付隨する本案事件がない事件、並びに少年事件の観護措置決定及び更新決定に対する異議事件を除く。）

その事件の本案事件を担当した裁判官（当該裁判官が異動等により不在の場合は、その後任に相当する者）が担当する。

ただし、観護措置手続の配てんは、本庁配置の裁判官の協議により、別に定める要領による（なお、同要領中、「緊急同行状」とあるは、準少年保護事件の適用に際しては「引致状」と読み替える。）。

9 家事雑事件等その他の事件

山崎克人裁判官及び藤原弓子裁判官が等分に担当する。